

佐藤 高清 議員
無会派



問 新庁舎住民訴訟の結末は？

答 市側の全面勝訴により早期建設

問 訴訟により3年の期間を要し、事業が停滞した事について市長の考えを問う。

答 **市長** 本件の訴訟は

地方自治法に基づく住民訴訟であり、真摯に受け止めている。一方では、東日本大震災により市民の皆様の防災意識が高まり、防災の拠点となる災害に強い庁舎の一日も早い建設が求められた。今回の判決を原告も重く受け止めて、新庁舎建設に協力頂きたい。市民にも協力を頂きたい。3年間の訴訟は長く、この間市民の皆様には大変ご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

この争点の詳細と裁判所の判断を伺う。

答 **副市長** 1. 土地購入

入費を算定する際に、市が行った鑑定は不動産鑑定士が一般的な手法によって鑑定評価額を算定したものであり、特段不合理な点はない。

2. 買収地の売買契約及び代替地の減額譲渡契約は別個の契約であり、財務会計上一体の行為とは言えず、原告の主張そのものが失当である。

3. 土地の売買価格は鑑定評価書に基づいてのものであり、契約に先立って基本設計を公開した事が影響したとは認められない。

4. 物件移転補償金が高額すぎるとした原告側の根拠は、簡易な試算であり個別

事情が反映されているとはいえず、合理的な物件移転補償金と認められない。

一方、市側の算定は、国

交省中部地方整備局内、用地対策連絡協議会が策定し

た損失補償算定標準書に沿うものであり、不合理な点は認められない。

問 新庁舎建設工事の竣工

予定は。

答 **庁舎建設準備室長** 建

設工期は、概ね2年程を見込んでおり、29年6月議会で契約議決ができれば、31年8月竣工予定となる。

▼関連特集ページ
20・21頁参照



▲現在閉鎖中の市役所本庁舎



▲市役所本庁舎の完成予想図